

**会計年度任用職員(港南区子ども家庭支援課)  
(子ども家庭相談事業社会福祉職業務)  
募集要項(令和8年4月1日採用 日額職)**

◆職務内容、応募要件、雇用条件

<b>職種</b>	会計年度任用職員 (港南区子ども家庭支援課 子ども家庭相談事業社会福祉職業務)
<b>主な職務内容</b>	(1) 障害者支援やひとり親家庭支援等に係る相談業務、事務補助 (2) その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)
<b>応募要件</b>	<p>(1) 下記①～④の資格要件のうちいずれかに該当すること</p> <p><u>①社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者</u></p> <p><u>②社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</u></p> <p><u>③厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し、卒業した者</u></p> <p><u>④福祉事務所(※)において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者</u></p> <p>※福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。(例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等)</p> <p>(2) パソコンでの簡単な事務処理(ワード文書作成、エクセル表計算、インターネット検索等)ができること</p> <p>(3) 社会福祉に関する相談援助業務経験があれば、なお可</p> <p>なお、次に該当する方は、地方公務員法の規定により職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。</p> <p><input type="checkbox"/> 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者</p> <p><input type="checkbox"/> 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p><input type="checkbox"/> 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者</p>
<b>採用人員</b>	1名

<b>勤務場所</b>	港南区役所こども家庭支援課 (横浜市港南区港南四丁目2-10 港南区役所4階40番窓口)
<b>任用期間</b>	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合等、連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 ※地方公務員法が適用されるため、条件付きでの採用となり、採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は、条件付き採用期間が延長されることがあります。
<b>勤務時間</b>	8時45分～17時15分(休憩時間1時間)
<b>勤務日</b>	月曜日から金曜日のうち、週2日(日曜日及び土曜日、閉庁日を除く)
<b>給与等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日額12,720円(予定)</li> <li>(※令和8年2月時点実績。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。)</li> <li>・通勤費用(実費相当額)は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき別途支給します。</li> <li>・雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の加入要件に該当しません。 ただし、任用される者が任用日時点で本市他職で任用され、勤務条件を総合的に見た結果、勤務時間等が加入要件に該当する場合は加入します。</li> <li>・休暇は、横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則のとおり</li> </ul>
<b>身分</b>	地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。</li> <li>・令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。</li> </ul>

## ◆ 応募方法

### 1 応募受付期間

令和8年2月25日(水)～令和8年3月3日(火)【必着】

※窓口持参の場合は、開庁時間内(月～金曜日の午前8時45分から午後5時まで)に提出してください。

### 2 提出書類

- (1) 会計年度任用職員申込書(第1号様式 指定用紙)
- (2) 応募資格を有していることを確認できる書類(写し可)
- (3) 返信用封筒1枚(110円切手を貼付、宛先に自身の住所・氏名を記入)

\*申込書類は、所定の様式を使用し、(1)～(3)までを揃えて応募ください。

\*提出された応募書類はお返ししませんので、御了承ください。

\*選考に際してご提供いただいた個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

### 3 提出先(郵送※または窓口持参)

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号

港南区役所こども家庭支援課こども家庭係(港南区役所4階40番窓口)

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「**会計年度任用職員(こども家庭相談事業社会福祉職業)応募書類在中**」と朱書きし、確実な郵送のため、郵便局で必ず**簡易書留扱い**にしてください。

◆ 選考方法

面接試験	
日 時	令和8年3月16日(月) 時間は後日連絡します。
会 場	後日連絡します。
持 ち 物	筆記用具
選考結果	合否に関わらず受験者全員に郵送にてお知らせいたします。

※日時については、応募人数が想定を上回った場合、変更になることがあります。

問合せ先

港南区役所 ども家庭支援課  
社会福祉職業務 採用担当  
電話 045-847-8410